



目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○大規模小売店舗の新設の届出に関する 意見の概要 ()	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 ()	2
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止 (会計管理課)	2

告 示

高知県告示第684号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年8月9日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社エースワン 代表取締役 中山 太陽
- (2) 届出者の住所
高知市薊野南町28番12号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エースワン十津店
高知市十津一丁目2437番1ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エースワン 代表取締役 中山 太陽
高知市薊野南町28番12号
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社エースワン	代表取締役 中山 太陽	高知市薊野南町28番12号

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年3月23日
 - (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,461平方メートル
 - (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
49台
イ 駐輪場の収容台数
47台
ウ 荷さばき施設の面積
42平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
40.5立方メートル
 - (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和4年7月22日
 - 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
 - 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容
- 高知県告示第685号**
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同

条第3項の規定により次にとおり告示する。

令和4年8月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により土佐市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
令和4年3月18日高知県告示第300号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス土佐高岡店
土佐市高岡町甲746-1、甲747-1、甲748-1、甲749-1
- 3 意見の概要
意見なし。

高知県告示第686号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年8月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町長者字シバコヤ甲2453
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第687号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年8月9日

高知県知事 濱田 省司

四万十町長沢

- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡四万十町古城字上ミコジロ	875番3
2	〃 〃 〃 字アタカモリ	1370番3
3	〃 〃 〃 〃	912番
4	〃 〃 〃 字上ミコジロ	878番1
5	〃 〃 〃 〃	877番1

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年8月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市物部町大栃字大ビ下モヤ布308番1から 香美市物部町大栃字東下タ木積926番1まで	前	11.6 └ 36.5	514
	後	11.6 └ 39.8	519

高知県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年8月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 高知春野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市神田字花ノ水2398番15から 高知市神田字花ノ水2398番27まで	前	9.0 └ 24.3	94
	後	12.1 └ 24.3	94

高知県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年8月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市物部町大栃字大ビ下モヤ布308番1から 香美市物部町大栃字東下タ木積926番1まで	519	令和4年8月11日

高知県告示第691号

売りさばき所が廃止されるので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁消費生活協同組合
代表理事 信崎 由加
- 2 廃止される売りさばき所の所在地及び名称

- 吾川郡いの町1381
高知県庁消費生活協同組合吾川支部
- 3 廃止年月日
令和4年3月31日